

奈良県立医科大学聴講生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学学則(平成19年4月1日)第38条第3項の規定に基づき、奈良県立医科大学(以下「本学」という。)の聴講生に関し必要な事項を定める。

(入学出願手続)

第2条 本学の授業科目を聴講しようとする者は、授業担当教員の承諾を得た上、次の各号に掲げる書類を、学長あて提出するものとする。

- (1) 聴講生入学願(別記様式第1)
- (2) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (3) 履歴書(別記様式第2)
- (4) 健康診断書
- (5) その他本学が必要と認める書類

2 入学出願手続きは、原則として、入学時期の2ヶ月前の日までに行わなければならない。

(入学時期)

第3条 聴講生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(入学者の選考)

第4条 医学部聴講生の入学資格は、学則第12条の規定を準用するものとし、選考は、教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(授業料)

第5条 聴講生の授業料は、1単位につき14,400円とする。

2 授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。

(既納の授業料)

第6条 納付した授業料は、返還しない。

(在学期間)

第7条 聴講生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望する者は、学長の許可を得て、在学期間を延長することができる。

(聴講科目)

第8条 聴講科目は、学則第5条で定める授業科目とする。

2 前項に規定する授業科目の他、授業科目の中の一連の講義又は演習を区分して、聴講を認めることができる。

(単位認定)

第9条 聴講生に対しては、原則として単位の認定を行わない。

(証明書)

第10条 聴講生には、聴講した授業科目について、願い出により証明書を交付することができる。

(雑 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、本学の学生に係る規則を準用するものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 18 日から施行する。

別紙様式第 1

聴 講 生 入 学 願

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

志願者 氏名

印

年 月 日生

私は、下記のとおり奈良県立医科大学の授業を聴講したいので、聴講生としての入学を許可くださるようお願いいたします。

記

| | | | |
|--------------|-------------------|-----------|-----|
| 在学期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | |
| 聴講目的 | | | |
| 最終出身 学校名等 | 年 月 日 卒業・修了・中退 | | |
| 現住所 | 〒 | 電話 | - - |
| 授 業 科 目 | 単位数又 は時間数 | 担 当 教 員 名 | 承認印 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

提出に当たっては、承認印欄に、授業科目を担当する講座又は学科目の教授（教授がない場合は准教授又は講師）の承認印を得ること。

別紙様式第2

履 歴 書

| | | | | | |
|------------------|----------|---------|-----------|----------------|----------|
| ふりがな 氏 名 | | | 生年 月日 | (年 月 日生 歳) | 性男 別女 |
| 本 籍 | 都道府県 | 現住 所 | 〒 | | 電 話 |
| 学 歴 (高卒から) | | | | | |
| 研究歴 及び 職 歴 | | | | | |
| 免 許 | 種 類(番号) | | 取得年月 日 | 年 月 日 | |
| 学 位 | (番号) | | 取得年月 日 | 年 月 日 | |
| 上記のとおり相違ありません。 | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | |
| 氏 名 印 | | | | | |

